

4 . その他の事業について

(1) 沿道建築物・路上駐輪・商品はみ出しへの対策

沿道建築物のバリアフリー化に向け、現在の助成制度の活用を図ります。路上駐輪については、既存の駐輪場を有効に活用する方策を実施するとともに、収容スペースの確保を図ります。また、路上駐輪や商品はみ出しについては、商工会議所、公安委員会、道路管理者とさらに連携を強めて対応していきます。

- ・ 沿道建築物との段差解消に向けては、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」(平成 12 年 4 月 1 日)に基づいて制定された「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備補助制度」(平成 12 年 7 月 1 日)を十分に活用していきます。
- ・ 路上駐輪については、既設駐輪場を有効に活用するために、昭和 63 年 10 月より「宇都宮市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づく活動を実施しており、今後も歩行空間の確保に向けた取り組みを実施していきます。
- ・ また、歩道を含む道路上における商品はみ出しや不法占拠に対しては、年 4 回の交通安全市民総ぐるみ運動時に、商工会議所、公安委員会、道路管理者とさらに連携を強めて指導を行っていきます。

建築物のバリアフリー化に関する宇都宮市の補助制度

項 目	宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり公共的施設整備補助制度
位置づけ	やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例(平成 12 年 4 月 1 日)に基づく助成制度(平成 12 年 7 月 1 日)
性格	・ 特定の建築物の建築主に対し、努力義務
対象となる建物	・ 病院又は診療所 ・ 劇場、観覧場、映画館又は演劇場 ・ 集会場又は公会堂 ・ 展示場 ・ 薬局 ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ ホテル又は旅館 ・ 老人福祉施設等の社会福祉施設 ・ 体育施設、ボーリング場又は遊技場その他これらに類する施設 ・ 博物館、美術館又は図書館 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店
適用項目	傾斜路(建築物の出入口までの敷地内の通路等に設置する傾斜路) 手すり(会談、廊下に高齢者、障害者、児童等に配慮した高さの手摺り) エレベーター(高齢者、障害者等に配慮した構造) 便所(高齢者、障害者等に配慮した構造)
補助割合	1 / 3 (適用項目別に補助限度額あり)

(2) 歩行空間の快適性を向上させる取り組み(サイン計画)

中心市街地における歩行空間の快適性を高めるために、適切な場所に分かりやすいサインを設置します。

- ・ JR宇都宮駅や東武宇都宮駅及び大通りのバス停より、高齢者や障害者などが日常的に利用する施設や、トイレなどに行きやすくするために、交通結節点や交差点などの適切な場所に、分かりやすいサイン(地図、道路案内標識など)を設置します。
- ・ その設置に際しては、サイン計画のマニュアルなどを参考として、設置箇所、内容、大きさ・高さ、色彩などを検討します。
- ・ また、地図を設置する場合には、本基本構想での移動経路(バリアフリー経路)なども表示していくものとします。

【参考：地図の表示例】



出典：「道路の移動円滑化整備ガイドライン」

(監修：国土交通省道路局企画課 編集・発行：(財)国土技術研究センター)

バリアフリー化の達成目標と事業内容の整理

達成目標	事業内容	事業主体		
		公安委員会	市	商工会議所
歩道を含む道路が歩きやすいように、特定経路沿いの店舗などと協働しながら、違法駐車や商品のはみ出しへの施策を進めます	a) 自転車などの違法駐車への対策の検討・実施			
	b) 歩道を含む道路への商品のはみ出し対策への検討・実施			
快適な移動ができるような施設整備を進めます	a) サイン計画の検討・設置			
歩道と建築物の入口部分における段差解消を行います	a) 特定経路沿いの建築物（駐車場を含む）における段差の早期解消の取り組みの推進（補助制度の活用）			
市街地開発事業では、駅舎との連携なども含めながら、周辺の歩道と建築物が一体となったバリアフリー化を行います	a) 市街地再開発事業などにおける一体的なバリアフリー化の実施		(再開発組合)	

(: 改善を必要とする項目)